

木更津市新火葬場整備運営事業

実施方針に関する質問・意見に対する回答

- ・ 木更津市新火葬場整備運営事業 実施方針について、平成 30 年 6 月 12 日までにお寄せいただいた質問・意見に対する回答を公表します。
- ・ お寄せいただいた質問・意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問・意見に対する回答は、現時点での市の考えを示したものです。今後、これらを踏まえた実施方針の内容の詳細化などを行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますのでご注意ください。

平成 30 年 7 月 13 日

木更津市

■実施方針に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問内容	回答	
1	2	第1	1	(6)	イ	事業スケジュール(予定)	供用開始について、平成34年3月からとなっていますが、維持管理・運営期間が15年間とのことなので、平成34年4月から開始ということでご覧いただけますか。あわせて、既存施設の解体・敷地整備業務は平成34年4月から開始ということでご覧いただけますか。	平成34年3月の市が指定する日に供用開始となります。 また、既存施設の解体・敷地整備業務は供用開始後となりますので、平成34年3月中からとなります。 ただし、事業スケジュールについては、見直しを検討します。	
2	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	実施方針、事業実施スケジュール(予定)ではH31年7月から設計建設を開始しH34年3月に本施設を引き渡すまで33か月間のスケジュールとなっております。基本計画で示されたスケジュール通り建物本体等すべての設計が終了する前に仮設道路、造成等の工事に着手可能と考えてよろしいでしょうか。	造成設計が終わり次第、造成工事に着手することは可能です。	
3	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	実施事業スケジュール(予定)において、本施設の設計・建設(平成31年7月)から所有権移転及び供用開始(平成34年3月)まで33か月となっておりますが、開発関連及び建築確認の申請、仮設道路及び造成工事等で本体着手までに25か月程度の期間を要すると思え、残り8か月では本体工事を完成し供用を開始するのは大変難しいと思えます。本施設の引渡し、所有権移転及び供用開始を平成34年11月頃まで遅らせていただくことはできませんでしょうか。	検討します。	
4	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	本施設の設計・建設(平成31年7月)から所有権移転及び供用開始(平成34年3月)まで33か月となっておりますが、施設建設工事に着手する前に造成工事等で25か月から27か月程度かかります。そのため供用開始を平成34年12月頃まで延伸していただけますようお願いいたします。	実施方針に関する質問に対する回答No.3を参照ください。	
5	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	事業実施スケジュールでは、平成31年7月から本施設の設計・建設を行い、平成34年3月に本施設の引渡し、所有権移転及び供用開始となっています。 設計・建設開始から供用開始までは33ヶ月の工期となっています。 一方、弊社で検討した供用開始までの工期は、 設計及び許認可手続き9ヶ月(並行して仮設道路の設計施工を実施)＋ 敷地造成工事13ヶ月(伐採2ヶ月、掘削・場外残土搬出4ヶ月、調整池設置3ヶ月、擁壁工・排水工4ヶ月)＋ 宅地開発検査及び建築確認申請3ヶ月＋ 建築工事15ヶ月の 合計40ヶ月となり、施設の供用開始が遅れることが懸念されます。 供用開始までの工期を延長していただくことは可能でしょうか。 なお、場外残土搬出の工期は 搬出土量41400m ³ に対し、 1日当りの残土搬出量は5m ³ ×100台=500m ³ 41400÷500≒83日≒17週間⇒4ヶ月 と検討しました。	実施方針に関する質問に対する回答No.3を参照ください。	
6	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	実施事業スケジュール(予定)において、本施設の設計から供用開始まで33か月となっておりますが、申請手続、造成工事等に期間を要し供用開始まで41か月程度の期間が必要と考えます。供用開始を9か月程度延伸していただけますでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No.3を参照ください。	
7	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール(予定)	平成34年3月供用開始とありますが、開業準備期間はその前の設計・建設に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、開業準備期間は事業者の提案で期間を設定するとの理解でよろしいでしょうか。	運営等に必要となる事前準備は、施設の供用開始前に実施してください。	
8	2	第1	1	(6)	ウ	(7) a	事前調査業務	貴市にて実施された地質調査・測量調査等の各種事前調査資料はいつ開示されるのでしょうか。	要求水準書(案)の公表時又は入札公告時にお示しします。
9	2	第1	1	(6)	ウ	(7)	施設整備業務	施設整備業務の設計業務と建設業務には造成設計及び造成工事も含まれるとの解釈でよろしいのでしょうか。	要求水準書(案)でお示しします。

■実施方針に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問内容	回答
10	3	第1	1	(6)	ウ	(イ)	残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務 昨今、残骨灰に含まれる有価物の売却を検討される自治体が増えてきていますが、貴市では検討しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	3	第1	1	(6)	ウ	(イ) a	建築物保守管理業務について 大規模修繕についての考え方をお示し下さい。	要求水準書（案）でお示しします。
12	1	第1	1	(6)	ウ		事業の内容 運営業務内の「その他運営上必要な業務」に関して、詳細な業務内容は、要求水準書にて明示されるのでしょうか。または民間事業者の提案となるのでしょうか。	事業者の提案によります。
13	3	第1	1	(6)	ウ	(エ) a	工事用道路の整備業務 工事用道路の整備業務に係る設計図書は貴市にて作成されるものとの理解で宜しいでしょうか。また、その図書はいつ開示されるのでしょうか。	要求水準書（案）又は入札公告時に公表する資料を参考に事業者が提案することになります。
14	3	第1	1	(6)	ウ	(エ)	工事用道路の整備業務 工事用道路は、都市計画道路計画予定地となりますが、あくまでも工事用道路としての用途を満たす道路であれば、特段の規格等の指定はないとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
15	3	第1	1	(6)	ウ	(エ)	工事用道路の整備業務 工事用道路は、工事終了後は原状復旧等する必要はなく、また、事業者の管理外となるとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
16	3	第1	1	(6)	ウ	(エ)	工事用道路の整備業務 工事用道路の設計については予め市が行い、決められた道路断面の整備（施工）は事業者が行うとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No. 13を参照ください。
17	3	第1	1	(6)	ウ	(オ)	既存施設の解体・撤去等業務 跡地整備業務とは具体的に新火葬場用の駐車場の整備のことでしょうか。基本計画にある緩衝緑地整備は事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書（案）でお示しします。
18	3	第1	1	(6)	エ	(イ)	市が支払うサービス購入料 市は事業者にサービス購入料を支払う。とありますが、（ア）施設整備業務（イ）維持管理業務（ウ）運営業務（エ）工事用道路の整備業務（オ）既存施設の解体・撤去等業務がありますので、それぞれの支払時期・方法についてお教え下さい。	入札公告時にお示しします。
19	3	第1	1	(6)	エ		事業者の収入 施設整備業務に関して市からの一時金払いは無いという認識で宜しいでしょうか。	一時金払い及び割賦払いを想定しています。
20	3	第1	1	(6)	エ		事業者の収入 施設整備業務に関して市にて交付金等の活用の想定は無いという認識で宜しいでしょうか。	省エネ設備導入に係る国の補助金の活用を検討しています。
21	3	第1	1	(6)	エ		事業者の収入 ウの(イ)から(エ)の対価について、市から事業者によって事業期間に亘り平準化したサービス購入料として支払われる想定で宜しいでしょうか。 また、保守管理業務については、業務提供に応じてお支払いいただくことをご検討いただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
22	3	第1	1	(6)	エ		事業者の収入 既存施設の解体・撤去等業務の対価は解体、敷地整備完了後、市から事業者によって事業期間に亘り平準化したサービス購入料として支払われる想定で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
23	5	第2	1				事業者の募集及び選定方法 入札書類を提出するグループが1グループのみだった場合、入札は成立するのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
24	5	第2	1				事業者の募集及び選定方法 応札グループが1社の場合、落札者の決定は行われるのでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No. 23を参照ください。
25	5	第2	1				事業者の募集及び選定方法 万一、参加表明する事業者が1グループだとしても入札は成立するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No. 23を参照ください。
26	5	第2	2				事業者の募集及び選定の手順 選定基準の細目、採点割合を要求水準書で公開される予定はありますでしょうか。ご教示ください。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問内容	回答	
27	5	第2	2	(1)		事業者の募集・選定スケジュール	要求水準書(案)の公表が平成30年7月ですが、要求水準書(案)に関する質問・意見の受付は無いのでしょうか。仮に入札公告・入札説明書等の公表後の入札説明書等に関する質問の受付まで先延ばしとなると回答・公表が平成30年11月上旬となり提案者作成業務が進まない状況となることが懸念されます。	要求水準書(案)に関する質問・意見の受付は予定しておりません。	
28	6	第2	2	(2)	カ		予定価格は公表されますでしょうか。	入札公告時にお示しします。	
29	6	第2	3	(1)		入札参加者の構成等	「建設企業及び火葬炉企業は工事監理企業を兼ねることはできない…」とありますが、通常建設とは別の専門工事となる火葬炉設備の工事監理の考え方をご教示ください。	建築物・建築設備や火葬炉設備の工事を行う者は、工事監理を行うことはできません。	
30	6	第2	3	(1)	ア	入札参加者の構成等	「建設企業及び火葬炉企業は工事監理企業を兼ねることはできない」とありますが建設企業は設計企業を兼ねることはできるでしょうか。	建設企業は設計企業を兼ねることはできません。ただし、この場合は、設計企業は工事監理を兼ねることはできません。	
31	6	第2	3	(1)	ア	入札参加者の構成等	設計企業と工事監理企業は兼ねることができるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて、実施方針に関する質問に対する回答No.30を参照ください。	
32	7	第2	3	(1)	ア	(エ)	工事監理企業	工事監理企業が行う監理対象は、施設(建物)と解体施設のみと解し、道路工事、造成工事の監理は、不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者が監理するものとします。
33	7	第2	3	(1)	ア	(ウ)	入札参加者の構成等	運営業務のうち、物品販売業務のみを行う企業も「運営企業」となるの理解で宜しいでしょうか。	SPCが直接業務を委託する場合は、ご理解のとおりです。
34	7	第2	3	(1)	イ	(イ)	構成員の定義	構成員でありながら、SPCから間接的に業務を受託し又は請け負うことは可能でしょうか。	SPCから直接業務を受託し又は請け負う企業が、更にSPCから間接的に業務を受託し又は請け負うことは可能です。
35	7	第2	3	(2)	ア		入札参加者の参加資格要件	「本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること」の基準はありますでしょうか。	財務書類から総合的に判断します。
36	7	第2	3	(2)	イ		入札参加者の参加資格要件	「本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること」の基準はありますでしょうか。	会社概要や実績などから総合的に判断します。
37	7	第2	3	(2)	ウ		参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー業務等で構成員若しくは協力企業として入札参加する場合、貴市の入札参加資格者名簿への登録は「物品」「委託」等いずれか一つに登録があれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	8	第2	3	(2)	ク		入札参加者の参加資格要件	火葬炉企業の重複参加は不可と考えて宜しいでしょうか。	火葬炉企業が複数の応募グループに参加することは想定していません。
39	8	第2	3	(2)	ケ		入札参加者の参加資格要件	「本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること」とありますが、具体的な資格等の想定はありますでしょうか。	事業者の判断で、必要となる資格等を備えてください。
40	8	第2	3	(2)	コ		入札参加者の参加資格要件	「本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること」とありますが、具体的な資格等の想定はありますでしょうか。	事業者の判断で、必要となる資格等を備えてください。
41	8	第2	3	(2)	サ		入札参加者の参加資格要件	「本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合には、これを備えていること」とありますが、具体的な資格等の想定はありますでしょうか。	事業者の判断で、必要となる資格等を備えてください。
42	9	第2	3	(5)	ア		SPCの設立	SPCを市内において設立するとありますが市外に設立してもよろしいでしょうか。	不可です。
43	9	第2	3	(5)	ア		SPCの設立	SPC設立後の法人登記は、現齋場住所を登記上の本店とすることは可能でしょうか。	事業期間中に限り、可とします。

■実施方針に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
44	13	第4	2		建築面積、延床面積	備考欄に、「(仮称)木更津市火葬場整備運営事業基本計画で示した参考値」とありますが、あくまでも参考であるため、提案要件としての縛りではないとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)でお示しします。
45	13	第4	2		規模及び機能	施設機能に売店がありませんが、運營業務のh.物品販売業務は売店施設による業務ではないのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
46	13	第4	2		規模及び機能	付帯施設の環境緑地について、維持管理は維持管理業務の植栽・外構維持管理業務を含むとの理解でよいでしょうか。	要求水準書(案)でお示しします。
47	13	第4	2		施設機能	告別取骨室との記載がありますが、告別室と取骨室は同じ部屋との考えでしょうか。貴市のお考えをご教示願います。	ご理解のとおりです。
48	14	第4	3		解体の対象となる既存施設	現斎場のアスベスト等の有害調査は実施されているのでしょうか。またもしされていないならば、予定はございますでしょうか。	要求水準書(案)の公表時又は入札公告時にお示しします。
49	14	第4	3		解体の対象となる既存施設	既存する火葬場施設には有害物質が含まれているものと思慮します。貴市にて事前調査を実施されたのでしょうか。実施された場合の調査資料を開示願います。	実施方針に関する質問に対する回答No. 48を参照ください。
50	14	第4	3		解体建物	解体する施設に有害物質(アスベスト他)が含まれている場合、それらの資料は、提供頂けると考えてよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No. 48を参照ください。
51	14	第4	3		既存施設 建築概要	解体対象の建物について、今後図面等をご提示いただけるのでしょうか。	要求水準書(案)の公表時又は入札公告時にお示しします。
52	14	第4	3		既存施設 地下タンク	全容量2,166Lとのことですが、今後、地下タンクの構造等が判る図面類のご提示いただけるのでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No. 51を参照ください。
53	16	第6	1	(3)	損害賠償	損害賠償の記載がありますが、具体的内容は今後ご提示いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
54	17	第6	5		金融機関と市の協議(直接協定)	直接協定の締結に関して、貴市は合理的な理由なしに当該締結を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	19	第8	1		指定管理者の指定期間	平成31年6月市議会で議決する指定管理者の指定期間はPFI事業期間と同期間の想定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	20	別紙1			事業スキーム図	建設企業に地元企業とのJVをお考えでしょうか。	地元企業の参画の仕方については、事業者提案とします。
57	22	別紙3			資金調達リスク	貴市は本件に関し、施設整備完了時などに一時金として事業者を支払うことを予定されてますでしょうか？	実施方針に関する質問に対する回答No. 19を参照ください。
58	22	別紙3			資金調達リスク	また、事業者が一時金として支払う際に、国の補助金などの使用を予定してらっしゃいますでしょうか？	実施方針に関する質問に対する回答No. 20を参照ください。
59	22	別紙3			許認可リスク	市が取得すべき許認可に関するものは市のリスクとなっております。都市計画決定に関するリスクは市のリスクと考えてよろしいでしょうか。また、都市計画決定の時期についてお教えください。	ご理解のとおりです。 なお、都市計画決定の時期は、平成30年9月中を予定しています。

■実施方針に関する質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
60	22	別紙3			環境問題リスク	環境問題リスクについて、内容：「調査、設計、建設、解体～中略～環境保全に関するもの」、負担者：事業者となっています。また、測量・調査リスクについて、内容：「市が実施した測量・調査に関するもの」、負担者：市となっています。これは、事業者の責めにより、あるいは経年劣化により環境問題が発生した場合には事業者が負担をするということであり、市が実施した測量・調査では発見できずに後日事業者が調査をした時に環境問題が発見された場合（例えば残土に基準値以上の有害物質が含まれていた場合や、解体する既存施設から基準値以上の有害物質が検出され暴露対策が必要だと判明した場合）には市が負担をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	22	別紙3			不可抗力リスク	※2にある事業者が負担する、「一定の割合」及び「一定の額」をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
62	22	別紙3			金利リスク	支払条件によるが、施設整備費の支払いが長期に亘る場合、金利リスクは市の負担として頂けないでしょうか。	実施方針のとおりとします。
63	22	別紙3			設計・建設期間中の物価変動	「許容範囲を設定し」とありますがどの程度の許容範囲をお考えでしょうか。また、物価がどのくらい変動したという根拠資料はどのような資料を使用する予定でしょうかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
64	22	別紙3			遅延リスク	市の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの以外の事由による遅延リスクは事業者リスクとなっていますが、基本計画書、実施方針書、今後開示される要求水準書に示される事項以外の要件による遅延リスクは市のリスクと考えて良いでしょうか。	実施方針のとおりとします。
65	22	別紙3			遅延リスク 設計変更リスク	要求水準書において近隣対応がどの程度必要と示されるか不明ですが、近隣事由は市の事由によるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	住民対応リスクについては、本事業そのものに対する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合は、市の負担となります。
66	22	別紙3			地中埋設物リスク	市が予め提示した情報・資料とありますが、いつのどの情報・資料となるのでしょうか？またはこれから公表されるのでしょうか？ご教示ください。	今後の事業者選定において、資料などを公表していきます。
67	22	別紙3			地中埋設物リスク	土壌汚染に関しても、地中埋設物リスク分担の考え方と同様と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	土壌汚染が判明した場合は、市の負担となります。
68	22	別紙3			地中埋設物リスク	事前に貴市から提示された資料から予見できない地盤沈下リスクをSPCが負担することは困難です。SPCが負担すべきリスクの範囲を公表資料から予見できる範囲に限定して頂けないでしょうか。	実施方針のとおりとしますが、不可抗力に該当する場合があります。
69	23	別紙3			建設費用増大リスク	建設費増大リスクで市の要請による費用超過以外は事業者負担となっていますが、東京五輪に向けて工事費高騰が予測されますが、物価スライドについての指標と、工事費の見直し回数をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
70	23	別紙3			表欄外	※3 許容範囲を設定し…とありますが、具体的な数値等をご提示いただけるのでしょうか。	実施方針に関する質問に対する回答No. 63を参照ください。

■実施方針に関する意見に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	意見内容	回答	
1	2	第1	1	(5)		施設整備の基本方針	方針5 災害に強い施設づくりにおいて、「災害時のための火葬燃料・電力等の確保と備蓄などの検討を行う」とあります。実施方針の中では災害時の備蓄について具体的な記載はされておきませんが、平成30年3月に公表された基本計画の47頁では「災害時に24時間3日間の連続火葬が可能となる規模として想定」との記載があります。都市ガスの安全性の高さを考慮すると、72時間連続火葬に対応できる予備燃料の備蓄は過剰設備だと考えます。他の自治体の火葬場建設の事例を見ても、計画時には72時間連続火葬に対応する予備燃料を想定していても、実施時までに事業者からの提案・質問を受けて規模の縮小を行っています。貴市においても災害時対応の予備燃料の規模について再検討をお願いできないでしょうか。	要求水準書（案）でお示しします。	
2	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール（予定）	現在のスケジュールでは本施設の設計・建設は平成31年7月～平成34年3月となっておりますが、参加を予定されている各社様からはスケジュールがタイトで対応が難しい可能性があるという声があります。公表済の基本計画によれば、計画地は森林開発許可ではなく、木更津市との協議（連絡調整）手続きのみが必要である旨記載されていますが、工事用道路も含め工事に関する許認可取得を含めて、現行のスケジュールで問題ないとお考えでしょうか？	検討します。	
3	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール（予定）	実施方針、事業実施スケジュール（予定）では設計開始から施設引渡しまで33か月間のスケジュールとなっております。仮設道路、造成、建築本体、外構整備を合わせると非常に厳しい期間と考えます。近隣住民の安全・安心にも配慮した施工を行うため供用開始を8から9か月程度延伸していただきたくお願い申し上げます。	実施方針に関する意見に対する回答No.2を参照ください。	
4	2	第1	1	(6)	イ	事業実施スケジュール（予定）	実施方針、事業実施スケジュール（予定）ではH31年7月から設計建設を開始しH34年3月に本施設を引き渡すまで33か月間のスケジュールとなっております。仮設道路、造成、建築本体、外構整備を合わせると非常に厳しい期間と考えます。安全で近隣にも配慮した施工を行うため供用開始を8か月延伸していただきたくお願い申し上げます。	実施方針に関する意見に対する回答No.2を参照ください。	
5	2	第1	1	(6)	イ	事業スケジュール（予定）	施設整備期間が33か月となっておりますが、本案件は造成工事、仮設道路工事等の搬出土量が非常に多いため工期不足になると考えます。9か月程度工期を延伸していただけますようお願いいたします。	実施方針に関する意見に対する回答No.2を参照ください。	
6	3	第1	2	(6)	ウ	(エ)	工事用道路の整備業務	設計・建設期間が供用開始まで2年9ヶ月とタイトであり、造成工事も設計業務と並行し進めなければならないスケジュールと想定します。よって、工事用道路の整備を急ぐ必要があることから、工事用道路整備を本事業に含めるのであれば、工事用道路の設計と整備に必要な協議等の行政手続きは予め市が行い、決められた道路断面の整備（施工）のみを事業者が行うようにすべきと考えます。	実施方針に関する質問に対する回答No.16を参照ください。
7	3	第1	2	(6)	ウ	(カ)	既存施設の解体・撤去等業務	既存施設（木更津市火葬場）の設計図面・完成図書等は早い段階での開示をお願いします。また、アスベストの有無、PCB含有機器の有無等調査結果の公表も出来るだけ早く開示していただくようお願いいたします。	要求水準書（案）の公表時又は入札公告時にお示しします。
8	5	第1	2	(1)		スケジュール	要求水準案、及び事業契約案の発表はいつになりますでしょうか？具体的な計画や事業の検討が現段階では行えません。入札公告までに事業者との対話を行っていただき、要求水準案と事業契約案との質疑や意見交換の場を設定いただけますでしょうか？ご教示ください。	要求水準書（案）は平成30年7月中に公表します。事業契約書（案）は平成30年9月下旬の入札公告時にお示しします。入札公告までの間に、事業者と対話を行うことは予定しておりません。	

■実施方針に関する意見に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答		
9	5	第2	1		事業者の募集及び選定方法	仮に応募者が1グループであった場合でも、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか？応募者が1グループの場合に入札を不成立にしてしまうと、応募に前向きな事業者の意欲を削いでしまう可能性があるだけでなく、火葬場の完成のスケジュールが後ろ倒しになってしまうリスクもあるため、応募グループ数にかかわらず入札を成立していただきますようお願い致します。	入札公告時にお示しします。		
10	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	平成30年7月に要求水準書(案)の公表とありますが、入札説明書等に関する質問まで質問の機会がないようです。要求水準書(案)の公表の段階で質問を受け付けて頂くことは可能でしょうか。	要求水準書(案)に関する質問・意見の受付は予定しておりません。		
11	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール	入札説明書等に関する質問に対する回答・公表(第2回)から、入札書類の受付・開札までの期間が短いため、最低でも1ヶ月程度の期間を設けて頂くよう変更して頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。		
12	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	本計画において最適な施設プランを設計・提案するには様々な事前検討が必要であると考えますが、提案スケジュールは非常にタイトであると考えます。つきましてはなるべく早く、可能であれば要求水準書(案)の公表以前に現況測量や地質調査等の事前調査業務の成果品(現況測量図、地質調査報告書)を公表して頂けませんでしょうか。	要求水準書(案)の公表時又は入札公告時にお示しします。		
13	5	第2	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール(予定)	9月下旬に見学会が予定されていますが、解体対象の既存施設内も見学させていただきますようお願いいたします。	ご意見として承ります。		
14	7	第2	3	(1)	イ	(r)	入札参加者の構成等	SPCから直接業務を請け負わない企業もSPCに出資可能なスキームとしていただけませんかでしょうか。 また、SPCから直接業務を請け負わない施設整備の下請け企業(協力会社)がSPCに出資する場合も構成企業としていただけませんかでしょうか。	実施方針のとおりとします。
15	7	第2	3	(1)	イ	(r)	入札参加者の構成等	SPCから直接施工業務を受注しない施設整備の協力会社(設備企業等)がSPCに出資できる条件としていただけませんかでしょうか。 また、出資できた場合、SPCから直接施工業務を受注しなくても構成員と下請け契約を締結した場合、構成員としていただけませんかでしょうか。	実施方針のとおりとします。
16	10	第2	4	(2)	オ	(r)	著作権	「入札書類は、特に市が必要と認める時には、入札書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」との記載がございますが、入札書類は事業者のノウハウが詰まっているため、「事業者と事前協議の上」を追記して頂けませんでしょうか。	競争上の地位を害すると思われる事項については、入札参加者に確認します。
17	22	別紙3					金利リスク	基準金利決定日は施設引渡しの直前(2営業日前等)に設定くださいますようお願い致します。(基準金利決定日と融資実行日までの期間が長くなればなるほどフォワードコストが上昇するため)	入札公告時にお示しします。
18	22	別紙3					金利リスク	貴市が事業者にお支払いになる割賦金利については、事業契約に予め定める基準日(施設引渡し日の2営業日前等)に決定するTSR等の公表指標を基準金利として、当該基準金利に事業者が提案するスプレッドを加算して算定されることになると考えますが、スプレッドは支払繰延リスクに対する適正な利益部分という原則を鑑み、仮に基準金利がマイナスの場合は0%を下限に設定して頂きますようお願い致します。	入札公告時にお示しします。
19	22	別紙3					地中埋設物リスク	埋蔵文化財の存在が確認された場合、当該リスクは、地中障害物リスクに準じ、市の負担としていただきたく、リスク分担表への記載を希望します。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見内容	回答
20	23	別紙3			建設費用増大リスク	建設段階の建設費用増大リスクにおいて「市の要請による費用超過によるもの、上記以外の事由によるもの」の負担者が事業者となっています。建設段階においても入札日と工事着手日との間の建設物価指数等の指標による増分を適用し、物価変動による工事費の改定が行われることを希望します。	入札公告時にお示しします。 なお、設計・建設期間中の物価変動については、別紙3の物価リスクで示しています。
21	24	別紙4				事業敷地内に大規模な森林等が含まれますが、これらを適切に管理することが業務範囲に含まれますと、非常に維持管理コストが増加することが想定されます。具体的な管理のスペックをお示しいただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。